

環境リスク調査融資促進利子補給金交付規程

一般社団法人環境パートナーシップ会議

平成 27 年 5 月 15 日

(通則)

第1条 環境金融拡大利子補給事業費補助金（環境リスク調査融資促進利子補給事業）（以下「補助金」という。）を財源として利子の軽減を目的とする給付金（以下「利子補給金」という。）の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「施行令」という。）その他の法令（以下「法令」という。）並びに環境金融拡大利子補給事業費補助金（環境リスク調査融資促進利子補給事業）交付要綱（平成27年4月1日付け環政経発第1504015号。以下「交付要綱」という。）及び環境リスク調査融資促進利子補給事業実施要領（平成27年4月1日付け環政経発第1504016号。以下「実施要領」という。）に定めるところによるほか、この規程の定めるところによる。

(目的)

第2条 この規程は、実施要領の規定に基づき、一般社団法人 環境パートナーシップ会議（以下「EPC」という。）が行う利子補給金の交付手続等を定め、もってその業務の適正かつ確実な処理を図り、交付要綱第3条の目的の達成に資することを目的とする。

(交付の対象となる融資)

第3条 利子補給金の交付の対象となる融資（以下「交付対象融資」という。）は、次に掲げる融資とし、EPCは、当該融資の開始の日から5年を経過するまで（融資の償還期限が先に到来する場合にあっては当該期限まで）の間であって第5条に定める単位期間に生じる利子のうち、同条に定める算式に基づいて算定した額を上限として、補助金の範囲内において利子補給金を交付する。

(1) 次に掲げる要件の全てを満たす融資（以下「新規融資」という。）。

ア 別紙1に定める環境リスク調査融資であること。

イ 別表の地球温暖化対策のための設備投資の事業に対する融資であって、その資金使途が当該事業の設備費及び附帯設備費並びにこれらの導入に係る工事費に限られ、利子補給金の交付の対象となる融資額の上限が30億円であるもの。

ウ イの事業が環境影響評価法（平成9年法律第81号）第2条第4項に規定する対象事業又は地方公共団体が定める環境影響評価条例の対象事業でないこと。

エ 原則として、平成28年1月10日までに、融資の開始の日が設定されていること。

オ 原則として、環境リスク調査融資に係る環境配慮計画書の策定日から平成28年9月30日までの間に工事を開始するもの。

カ 平成31年3月31日までに工事が完了するもの。

キ 貸付の形式は、証書貸付であること。

ク 償還方法は、原則として毎年3月10日及び9月10日を償還日とする元金均等償還であること。

ただし、融資の開始の日より原則として1年以内の据置期間は、これを認めるものとし、融資先事業者の希望により貸付残高の全部又は一部を繰上償還することを妨げない。

ケ 利払方法は、原則として6か月ごとの後払いであること。

コ 利子補給期間中は、原則として固定利率とすること。

サ 原則として環境リスク調査融資促進利子補給事業の開始前における融資に係る利率等の条件と同じであること。

(2) 環境金融拡大利子補給事業費補助金（環境リスク調査融資促進利子補給基金）交付要綱（平成25年4月23日付け環政経発第1304235号）に基づく環境リスク調査融資促進利子補給金交付事業の対象として、平成26年度に、一般社団法人環境パートナーシップ会議から利子補給金の交付を受けた融資（以下「継続融資」という。）

(利子補給金の交付の申請者)

第4条 利子補給金の交付を申請できる者は、交付要綱第2条第一号に掲げる金融機関のうち、その申請に基づき、EPCが指定する金融機関（以下「指定金融機関」という。）とする。ただし、利子補給金の交付の申請に関し、継続融資に係る申請に限ることを条件に付された指定金融機関からは、新規融資に係る申請を受け付けないものとする。

2 EPCは、指定金融機関の採択後速やかに、当該指定金融機関との間で利子補給金の交付に関する事務について協定書（様式第1）を締結するものとする。

(利子補給金の交付額の算定方法)

第5条 利子補給金の交付額は、単位期間ごとに次に掲げる算式をもって計算した額を合計した額を上限とし、予算の範囲内において定めるものとする。

$$A \times \frac{B}{365} \times C$$

- A 当該単位期間における当該融資契約に係る貸付残高
- B 当該単位期間における貸付残高の存する日数
- C 新規融資：1.5%
継続融資：平成26年度の交付決定時に用いた数値

単位期間 平成27年3月11日から平成27年9月10日までの期間及び平成27年9月11日から平成28年3月10日までの期間。ただし、9月10日又は3月10日が行政機関の休日に当たるときは、行政機関の休日の前日又は翌日までを単位期間とすることができる。この場合において、当該単位期間の次の単位期間は、直前の単位期間の末日の翌日から開始するものとする。

(融資計画書の提出)

第6条 指定金融機関は、利子補給金の交付を受けようとする融資について、融資計画書（様式第2）をEPCに提出しなければならない。

2 指定金融機関は、前項の融資計画書の提出に当たっては、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 設備投資事業計画書（様式第2別紙1）
- (2) 環境配慮の検討計画書（様式第2別紙2）
- (3) 二酸化炭素排出抑制計画表（様式第2別紙3）
- (4) 利子補給金交付請求予定一覧表（様式第2別紙4）
- (5) 融資先事業者の会社概要
- (6) 前各号に掲げるもののほか、EPCが必要と認める書類

3 前項の規定に基づく融資計画書は、指定金融機関が融資先事業者と金銭消費貸借契約を締結する日の3か月前から原則として1か月前までに提出するものとする。

(利子補給金の交付方針の決定)

第7条 EPCは、前条第1項の融資計画書の提出があったときは、当該申請の内容を審査し、速やかに交付又は不交付の方針を決定するとともに、その結果を交付・不交付方針決定通知書（様式第3）をもって、指定金融機関に通知するものとする。

2 前項の規定に基づく通知は、指定金融機関が融資先事業者と金銭消費貸借契約を締結する日の前日までに行うものとする。

(交付申請)

第8条 指定金融機関は、前条第2項の交付方針決定通知を受けたときは、融資先事業者との間で金銭消費貸借契約を締結した後、速やかに交付申請書(様式第4)をEPCに提出しなければならない。

2 指定金融機関は、前項の交付申請書の提出に当たっては、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 利子補給金交付請求予定一覧表(様式第4別紙1)
- (2) レビューに係る結果報告書(様式第4別紙2)
- (3) 環境配慮計画書
- (4) 金銭消費貸借契約書の写し
- (5) 前各号に掲げるもののほか、EPCが必要と認める書類

(交付決定等)

第9条 EPCは、前条第1項の交付申請書の提出があったときは、当該申請の内容を審査し、交付すべきと認めるときは、速やかに利子補給金の交付決定を行い、交付決定通知書(様式第5)により指定金融機関に通知するものとする。

2 EPCは、前項の審査において適正な交付を行うため必要があると認めるときは、交付の決定において当該申請に係る事項に修正を加え、又は交付の決定に条件を付することができる。

3 EPCは、利子補給金の不交付を決定したときは、不交付決定通知書(様式第6)により指定金融機関に通知するものとする。

(交付申請の取下げ)

第10条 指定金融機関は、前条第1項の利子補給金の交付の決定の通知を受けた場合において、当該交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があり、利子補給金の交付の申請を取り下げようとするときは、交付の決定の通知を受けた日から15日以内にその旨を記載した書面をEPCに提出しなければならない。

(実績報告書の提出)

第11条 指定金融機関は、3月10日までの単位期間が満了したときは、速やかに交付対象融資の実施状況に係る実績報告書(様式第7)に利子補給金額一覧表(様式第7別紙1)を添えて、EPCに提出しなければならない。

(額の確定)

第12条 EPCは、前条の実績報告書の提出があったときは、速やかに当該報告の内容を審査し、適正に交付対象融資が実施されていると認めるときは、交付すべき利子補給金の額を確定するものとする。

2 EPCは、前項の額について、利子補給金額確定通知書(様式第8)に利子補給金額一覧表(様式第8別紙1)を添えて、指定金融機関に通知するものとする。

(交付請求)

第13条 指定金融機関は、前条第2項の利子補給金の額の確定の通知を受けたときは、交付請求書(様式第9)に利子補給金交付請求額一覧表(様式第9別紙1)を添えて、EPCに提出しなければならない。

2 前項の規定に関わらず概算払を受けようとする場合は、指定金融機関は、平成27年9月10日までの単位期間にあつては同年8月20日、平成28年3月10日までの単位期間にあつては同年2月19日までに概算払請求書(様式第10)に利子補給金概算払請求額一覧表(様式第10別紙1)を添えて、EPCに提出しなければならない。

(払込み)

第14条 EPCは、前条の交付請求書の提出があったときは、請求のあった利子補給金の額を、交付対象融資ごとにEPCが設けた交付対象融資管理台帳と照合し、適正な請求額であると認めるときは、指定金融機関に対して利子補給金を払い込むものとする。

- 2 EPCは、必要があると認める場合については、概算払をすることができるものとし、原則として各単位期間の満了の日に指定金融機関に対して利子補給金を払い込むものとする。
- 3 第1項及び前項の利子補給金は、原則として、指定金融機関に対し直接振込により払い込むものとする。
- 4 指定金融機関は、EPCから交付を受けた利子補給金については、交付対象融資の利子に充当しなければならない。

(融資条件等の変更)

第15条 指定金融機関は、第9条第1項の規定に基づく交付の決定の通知を受けた融資について、償還期限、据置期間、払込日、償還方法等の融資条件等を変更しようとするときは、あらかじめ融資条件等変更承認申請書(様式第11)に事業計画変更書(様式第11別紙1)及び利子補給金請求予定変更一覧表(様式第11別紙2)を添えてEPCに提出し、その承認を得なければならない。

(融資条件等の変更審査)

第16条 EPCは、前条の融資条件等変更承認申請書の提出があったときは、速やかに当該申請の内容の審査を行うものとする。

- 2 EPCは、前項の審査を行うに当たっては、次の各号に掲げる事項について十分に検討するものとする。
 - (1) 融資条件等変更事由の妥当性
 - (2) 変更後の資金使途の妥当性
 - (3) 変更後の事業計画の妥当性
 - (4) 変更後の融資条件等の妥当性

(融資条件等の変更承諾等)

第17条 EPCは、融資条件等の変更の承認をしたときは、融資条件等変更承認通知書(様式第12)により、指定金融機関に通知するものとする。この場合において、EPCは、適正な交付を行うため必要があると認めるときは、交付の決定の内容を変更し、又は交付の決定に条件を付することができるものとする。

- 2 EPCは、融資条件等の変更を承認しないときは、融資条件等変更不承認通知書(様式第13)により指定金融機関に通知するものとする。

(助言)

第18条 EPCは、第8条第2項に基づき指定金融機関から提出された書類を一般社団法人日本環境アセスメント協会に送付し、環境配慮の取組の計画等に関する助言の提出を受け、それを指定金融機関に通知するものとする。

- 2 EPCは、指定金融機関と協議の上、前項の助言の概要等を公表するものとする。

(事業状況の報告)

第19条 指定金融機関は、利子補給期間における各年度の交付対象融資の実施状況及び利子に対する利子補給金の充当状況について、第9条第1項の交付決定通知書に定める各年度の期日までに、事業状況報告書(様式第14)に次の各号に掲げる書類を添えて、当該報告書の提出時点における執行団体(利子補給金の交付を行う者をいう。以下同じ。)に提出しなければならない。

- (1) フォローアップに係る状況報告書(様式第14別紙1)
- (2) 二酸化炭素排出抑制状況表(様式第14別紙2)
- (3) 利子補給金交付充当実績・請求予定一覧表(様式第14別紙3)

- 2 指定金融機関は、利子補給期間における最後の利子補給金の支払いを受けたときは、利子補給期間が終了した日までの交付対象融資の実施結果及び利子に対する利子補給金の充当結果について、速やかに、事業効果報告書(様式第15)に次の各号に掲げる書類(融資先事業者の代表者氏名の記載及び押印のあるもの)を添えて、当該報告書の提出時点における執行団体に提出しなければならない。

- (1) フォローアップに係る結果報告書(様式第15別紙1)

- (2) 二酸化炭素排出抑制結果表（様式第15別紙2）
- (3) 利子補給金交付充当実績一覧表（様式第15別紙3）

3 EPCは、平成27年度中に、指定金融機関から継続融資に係る前項の事業効果報告書の提出があったときは、当該申請の内容の審査を行い、環境配慮の取組の計画の内容が実施されていること及び設備投資が当該継続融資時の事業の基準を満たしていることを認めるときは、事業効果報告書の承認通知書（様式第16）をもって指定金融機関に通知するものとする。

（交付決定の取消し）

第20条 EPCは、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、交付の決定の内容を変更し、又は交付の決定に条件を付することができる。ただし、(4)の場合において、交付対象融資のうちすでに経過した期間に係る部分については、この限りではない。

- (1) 指定金融機関が、法令、交付要綱、実施要領、この規程（以下「法令等」という。）又は法令等に基づくEPCの処分若しくは指示に従わない場合。
- (2) 指定金融機関が、利子補給金を交付対象融資以外の用途に使用した場合。
- (3) 指定金融機関が、交付対象融資に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合。
- (4) 天災地変その他利子補給金の交付の決定後生じた事情の変更により、交付対象融資の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合その他の理由により交付対象融資を遂行することができない場合（指定金融機関の責に帰すべき事情による場合を除く。）。
- (5) 融資先事業者が、環境配慮の取組の計画の内容を実施していなかった場合又は設備投資が別表1各号右欄に定める基準を満たしていない場合（やむを得ない特段の事情があるとEPCが認めた場合を除く。）。

2 EPCは、前項の規定に基づき交付の決定の全部若しくは一部を取り消したときは、交付決定取消通知書（様式第17）により指定金融機関に通知するものとする。

3 EPCは、第1項の規定に基づき交付の決定の内容を変更し、又は交付の決定に条件を付したときは、交付決定内容変更通知書（様式第18）により指定金融機関に通知するものとする。

（利子補給金の返還）

第21条 EPCは、前条第1項の規定に基づき交付の決定の全部又は一部の取消しを行った場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に利子補給金が交付されているときは、指定金融機関に対して、当該利子補給金の全部又は一部について、利子補給金返還命令書（様式第19）により返還を命ずるものとする。

2 EPCは、前項の返還を命ずるときは、前条第1項第4号又は第5号に掲げる場合を除き、当該利子補給金の受領の日から返還の日までの日数に応じて、当該利子補給金（その一部を返還した場合にあっては、当該返還の日以後の期間については、当該返還額を控除した額）につき、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

3 前2項の補給金の返還及び加算金の納付の期限は、当該返還の命令のなされた日から20日以内とし、期限までに返還又は納付がないときは、未納に係る金額に対して、指定金融機関はその未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金をEPCに納付しなければならない。

（利子補給金の経理等）

第22条 指定金融機関は、EPCから交付された利子補給金の経理について、他の経理と明確に区分して行わなければならない。

2 指定金融機関は、区分した経理について帳簿を備えて利子補給金の経理を記録し、当該帳簿、EPCから受領した書類、融資先事業者から受領した書類その他の関係書類を利子補給期間の終了日から5年を経過するまでの間保管しなければならない。

（調査等）

第23条 EPCは、利子補給金の交付業務の適正な運営を図るため、必要な範囲において、指定金融機関に対し、その有する書類の提出を求め、又は融資経緯等について調査等を行うことができる。

2 指定金融機関は、EPC が行う調査等に協力しなければならない。

(その他必要な事項)

第 24 条 この規程に定めるもののほか、利子補給金の交付に関し必要な事項は、EPC が別にこれを定める。

附 則

1 この規程は、平成 27 年 5 月 11 日から施行する。

2 継続案件については、第 8 条第 1 項中「前条第 2 項の交付方針決定通知を受けたときは、融資先事業者との間で金銭消費貸借契約を締結した後、速やかに」とあるのは「平成 27 年 6 月末までに」と読み替え、第 20 条第 1 項第 5 号中「別表 1 各号右欄に定める基準」とあるのは「継続融資時の事業の基準」と読み替えるものとし、第 6 条、第 7 条及び第 8 条第 2 項の規定は適用しない。

(別紙1)

利子補給金の交付の対象となる環境リスク調査融資とは、金融機関が、融資を受けようとする者の行う事業が及ぼす環境影響について、調査及び環境配慮の取組を求め、その内容及び実施の確認を行う融資をいう。ただし、調査にあたっては、専門的な知見を有する者が関与し、また、環境配慮の取組の計画の作成にあたっては、地域住民等の関係者と情報交流を行うものとする。

具体的には、「環境リスク調査融資に関する指針」（平成27年3月、環境省総合環境政策局環境経済課）に示す手続き等に拠ること。

(別表1)

設備等の種類	基準										
(1) 太陽光発電設備	<p>次の太陽電池モジュールのセル実行変換効率基準を満たすもの</p> <table border="1" data-bbox="603 282 1474 517"> <thead> <tr> <th data-bbox="603 282 1031 322">太陽電池の種類</th> <th data-bbox="1037 282 1474 322">変換効率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="603 324 1031 365">シリコン単結晶系</td> <td data-bbox="1037 324 1474 365">16.0%</td> </tr> <tr> <td data-bbox="603 367 1031 407">シリコン多結晶系</td> <td data-bbox="1037 367 1474 407">15.0%</td> </tr> <tr> <td data-bbox="603 409 1031 450">シリコン薄膜系</td> <td data-bbox="1037 409 1474 450">8.5%</td> </tr> <tr> <td data-bbox="603 452 1031 517">化合物系</td> <td data-bbox="1037 452 1474 517">12.0%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(備考) モジュール化後のセル実行変換効率： 日本工業規格C8960において定められた実行変換効率を基に、モジュール化後のセルの実行変換効率(略称：セル実行変換効率)を、セル実行変換効率＝モジュールの公称最大出力／(太陽電池セルの合計面積×放射照度)で求める。ここで、太陽電池セルの合計面積＝1セルの全面積×1モジュールのセル数。1セルの全面積には、セル内の非発電部を含む。ただし、シリコン薄膜系、化合物系のセル全面積には集積部を含まない。 ※放射照度＝1000W/m²</p>	太陽電池の種類	変換効率	シリコン単結晶系	16.0%	シリコン多結晶系	15.0%	シリコン薄膜系	8.5%	化合物系	12.0%
太陽電池の種類	変換効率										
シリコン単結晶系	16.0%										
シリコン多結晶系	15.0%										
シリコン薄膜系	8.5%										
化合物系	12.0%										
(2) 風力発電設備	風力を回転力に変換し、発電機を駆動して電気を発生させるもの										
(3) バイオマス利用装置 ※	<p>バイオマス利用装置のうち、次のイからハまでのいずれかに該当するもの。ただし、木質バイオマス(リサイクル木材を除く。)を燃焼する発電については、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(平成12年法律第100号)に基づく「間伐材チップの確認のガイドライン」に準じたガイドラインに基づいた証明書を添付することを条件とする。</p> <p>イ バイオマス又はバイオマスを原材料とする燃料を発電に利用するためのもの</p> <p>ロ バイオマス又はバイオマスを原材料とする燃料から得られる熱を給湯、暖房、冷房その他の用途に利用するためのもの</p> <p>ハ バイオマスを原材料とする燃料を製造するためのもの</p>										
(4) 地熱発電設備	地熱エネルギーを回転力に変換し、発電機を駆動して電気を発生させるもの										
(5) 水力発電設備	水力を回転力に変換し、発電機を駆動して電気を発生させるもの										
(6) コージェネレーション設備	<p>エンジン(希薄燃焼方式、酸素センサ付三元触媒方式又は選択還元脱硝方式のものに限る。)又はタービン(予混合希薄燃焼方式、中高温選択還元脱硝方式、低温選択還元脱硝方式、熱電可変方式、再生サイクル方式又は再熱サイクル方式のものに限る。)により発電するとともに、熱交換を行う機構を有する装置のうち、次のイ又はロのいずれかに該当するものに限る。</p> <p>イ 出力が10キロワット以上のものにあつては、低位発熱量基準で測定した総合効率が65パーセント以上のもの</p> <p>ロ 出力が10キロワット未満のものにあつては、熱の供給を主</p>										

設備等の種類	基準
	目的とするもののうち、低位発熱量基準で測定した総合効率が 80 パーセント以上のもの
(7) その他	二酸化炭素削減効果が (1) から (6) までに掲げるものと同 等以上であると環境省総合環境政策局長が認めるもの

※ 別紙 1 (3) バイオマス利用装置に関する基準に関する特記事項

次に掲げる全てを満たすこと。

【イ及びロ共通】

- ア. バイオマス比率を的確に算定できる体制を担保するとともに毎月 1 回当該バイオマス比率を算定できる体制を整えること。
- イ. 使用するバイオマス燃料について、既存産業等への著しい影響がないものであること。
- ウ. 使用するバイオマス燃料について、その出所を示す書類を添付すること。
- エ. 副燃料として石油起源の燃料を常時使用 (※) することを前提とするものは対象としない
 ※ 常時使用とは、常に燃料として使用することを指し、燃焼設備のスタートアップや急激な燃焼温度低下に対応するための補助燃料として使用する場合は、常時使用に該当しない
- オ. 紙・パルプの製造工程で発生する黒液を回収し発電に利用するケースについては、既に事業化が十分に進んでいることから、対象としない。

【ハ】

- ア. 薪、木炭は、伝統的に使用されてきた燃料であること、及び、単純な乾燥、炭化により製造されるものであることから、新規性が認められないため、対象としない。
- イ. 木材チップ、木材ペレットの製造設備については、製造技術において新規性が認められないこと、現時点で燃料利用における汎用性の著しい向上も期待できないことから、チップ化、ペレット化等の燃料製造設備は対象としない。ただし、バイオマス発電設備又はバイオマス熱利用設備と併せて設置され、発電又は熱利用のための前処理として、バイオマスの裁断、チップ化、ペレット化等の必要がある場合は、バイオマス発電設備又はバイオマス熱利用設備の前処理設備 (専用設備に限る) として対象とする。
- ウ. 製造された燃料は、原則として全量が発電又は熱利用等されるものであること。

(別表2)

費目	内容	備考
(1) 設備費	別表1に定める基準を満たす温暖化対策のための機械装置	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事前調査費、設計費等は対象外とする。
(2) 附帯設備費	<p>(1)の設備導入に必要な制御盤、監視装置、配管類及びこれらに附帯する設備の購入、製造(改造を含む)、据付け、輸送、補完に関する費用。</p> <p>※利用状況報告のために要する運転データ等取得のため最低限必要な計測機器、データ記録及び集計のための機器(データ取得専用を使用するものに限る。)については、「これらに附帯する設備」を含む。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 土地の取得及び賃借料(リース代)は対象外とする。 ・ ガスボイラー等の補助熱源は対象外とする。 ・ 設備稼働に必要な燃料の購入費用は対象外とする。
(3) 工事費	<p>(1)及び(2)の設置に不可欠な工事に要する経費。</p> <p>※工事請負会社に支払う一般管理費等も含む。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 別表1(1)～(6)の設備設置のための建屋については、対象外とする。 ・ 既設建築物の撤去費用は対象外とする。 ・ 基礎工事については、機械基礎以外の工事(土地造成、整地及び地盤改良工事)は対象外とする。 ・ 機械基礎については、必要最低限の工事のみを対象とする。 ・ 再生可能エネルギーにおいては、機械装置からパワーコンディショナーまでとし、系統接続費用等は対象外とする。 ・ 熱供給配管は給湯器等の熱需要先までとし、ファンコイル等は対象外とする。

(様式第1)

協 定 書

一般社団法人 環境パートナーシップ会議 (以下「甲」という。) と〇〇 (指定金融機関名) (以下「乙」という。) は、環境リスク調査融資促進利子補給金交付規程 (平成 27 年 5 月 15 日付け。以下「交付規程」という。) に基づく利子補給金の交付事業に関する事務について、次のとおり協定する。

(交付の対象)

第1条 甲が利子補給金を交付する乙の融資 (以下「交付対象融資」という。) は、次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。

(1) 次に掲げる要件の全てを満たす融資 (以下「新規融資」という。)

ア 交付規程別紙1に定める環境リスク調査融資であること。

イ 交付規程別表1の地球温暖化対策のための設備投資の事業に対する融資であって、その資金使途が当該事業の設備費及び附帯設備費並びにこれらの導入に係る工事費に限られ、利子補給金の交付の対象となる融資額の上限が30億円であるもの。

ウ イの事業が環境影響評価法 (平成9年法律第81号) 第2条第4項に規定する対象事業又は地方公共団体が定める環境影響評価条例の対象事業でないこと。

エ 原則として、平成28年1月10日までに、融資の開始の日が設定されていること。

オ 原則として、環境リスク調査融資に係る環境配慮計画書の策定日から平成28年9月30日までの間に工事を開始するもの。

カ 平成31年3月31日までに工事が完了するもの。

キ 貸付の形式は、証書貸付であること。

ク 償還方法は、原則として毎年3月10日及び9月10日を償還日とする元金均等償還であること。

ただし、融資の開始の日より原則として1年以内の据置期間は、これを認めるものとし、融資先事業者の希望により貸付残高の全部又は一部を繰上償還することを妨げない。

ケ 利払方法は、原則として6か月ごとの後払いであること。

コ 利子補給期間中は、原則として固定利率とすること。

サ 原則として環境リスク調査融資促進利子補給事業の開始前における融資に係る利率等の条件と同じであること。

(2) 環境金融拡大利子補給事業費補助金 (環境リスク調査融資促進利子補給基金) 交付要綱 (平成25年4月23日付け環政経発第1304235号) に基づく環境リスク調査融資促進利子補給金交付事業の対象として、平成26年度に、甲から利子補給金の交付を受けた融資 (以下「継続融資」という。)

(振込み)

第2条 甲は、交付請求書の提出があったときは、請求のあった利子補給金の額を、交付対象融資ごとに甲が設けた交付対象融資管理台帳と照合し、適正な請求額であると認めるときは、乙に対して利子補給金を払い込むものとする。ただし、甲が必要があると認める場合については、概算払をすることができるものとし、甲は、原則として各単位期間の満了の日乙に対して利子補給金を払い込むものとする。

2 前項の概算払については、乙は、平成27年9月10日までの単位期間にあつては同年8月20日、平成28年3月10日までの単位期間にあつては同年2月19日までに概算払請求書に利子補給金概算払請求額一覧表を添えて、甲に提出しなければならない。

(利子補給金の額)

第3条 利子補給金の交付額は、単位期間ごとに次に掲げる算式をもって計算した額を合計した額を上限とし、予算の範囲内において定めるものとする。

$$A \times \frac{B}{365} \times C$$

- A 当該単位期間における当該融資契約に係る貸付残高
B 当該単位期間における貸付残高の存する日数
C 新規融資：1.5%
継続融資：平成26年度の交付決定時に用いた数値

(交付決定の取消し等)

第4条 甲は、必要に応じ乙に事実の確認を行った上で、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付の決定の全部若しくは一部を取り消すことができる。ただし、(4)の場合において、交付対象融資のうちすでに経過した期間に係る部分については、この限りではない。

- (1) 乙が、法令、交付要綱、実施要領、この規程（以下「法令等」という。）又は法令等に基づく甲の処分若しくは指示に従わない場合。
- (2) 乙が、利子補給金を交付対象融資以外の用途に使用した場合。
- (3) 乙が、交付対象融資に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合。
- (4) 天災地変その他利子補給金の交付の決定後生じた事情の変更により、交付対象融資の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合その他の理由により交付対象融資を遂行することができない場合（乙の責に帰すべき事情による場合を除く。）。
- (5) 融資先事業者が、環境配慮の取組の計画の内容を実施していなかった場合又は設備投資が交付規程別表1各号右欄に定める基準を満たしていない場合（やむを得ない特段の事情があると甲が認めた場合を除く。）。

2 甲は、前項の規定に基づき交付の決定の全部又は一部を取り消したときは、交付決定取消通知書により乙に通知するものとする。

3 甲は、第1項の規定に基づき交付の決定の内容を変更し、又は交付の決定に条件を付したときは、交付決定内容変更通知書により乙に通知するものとする。

4 甲は、第1項の規定に基づき交付決定の全部又は一部の取消しを行った場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に利子補給金が交付されているときは、乙に対して、当該利子補給金の全部又は一部について、利子補給金返還命令書により返還を命ずるものとする。

5 甲は、前項の返還を命ずるときは、第1項(4)又は(5)に掲げる場合を除き、当該利子補給金の受領の日から返還の日までの日数に応じて、当該利子補給金（その一部を返還した場合にあっては、当該返還の日以後の期間については、当該返還額を控除した額）につき、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

6 前2項の補給金の返還及び加算金の納付の期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限までに返還又は納付がないときは、未納に係る金額に対して、乙はその未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を甲に納付しなければならない。

(調査等)

第5条 甲は、利子補給金交付事業の適正な運営を図るため、必要があると認めるときは、乙に対し、その有する書類の提出を求め、又は融資経緯等について調査等を行うことができる。

2 乙は、前項の規定により甲が必要な範囲内において調査等を申し出たときは、これに協力しなければならない。

(通知)

第6条 乙が融資先事業者に対して繰上償還の請求を行った場合には、その旨を遅滞なく甲に通知するものとする。

(手続)

第7条 この協定による利子補給金交付に関する手続は、交付規程の定めるところにより、その内容を遵守する。

(協議)

第8条 この協定書に定めのない事項及び協定書の内容の変更については、甲と乙が協議して決定する。

(協定書の所持)

第9条 この協定書は、2通作成し、甲乙各自1通を所持する。

平成27年 月 日

住所 東京都渋谷区神宮前五丁目53番67号
甲 一般社団法人 環境パートナーシップ会議
代表理事 廣野 良吉

住所
乙

(様式第2)

平成 年 月 日

一般社団法人 環境パートナーシップ会議
代表理事 廣野 良吉 殿

住 所
指定金融機関名
代表者氏名

印

環境リスク調査融資促進利子補給事業に係る融資計画書

環境リスク調査融資促進利子補給金交付規程第3条に規定する交付対象融資を行うため、環境リスク調査融資促進利子補給金交付規程第6条第1項の規定に基づき、融資計画について下記のとおり提出します。

記

融 資 先 事 業 者 名		
融 資 契 約 予 定 日		平成 年 月 日
融 資 期 間 (予 定)		自：平成 年 月 日 至：平成 年 月 日
融 資 予 定 額		金 円
資 金 使 途		
融 資 条 件	償 還 期 限	平成 年 月 日
	償 還 方 法	
	貸 付 利 率	年 %
	当該年度の利子補給金見込額	金 円
	利子補給金総見込額	金 円

(様式第2別紙1)

設備投資事業計画書

【融資先事業者の概要】

融 資 先 事 業 者	
本 社 所 在 地	
資 本 金	円
業 種	
従業員数 (常用雇用者)	名

【融資の概要】

融 資 契 約 日	平成 年 月 日
融 資 期 間	自:平成 年 月 日 至:平成 年 月 日 (年 ヶ月)
融 資 契 約 額	円
償 還 期 限	平成 年 月 日
償 還 方 法	
1 回 当 た り の 弁 済 額	円
貸 付 利 率	年 %
据 置 期 間	

【融資先事業者における設備投資事業の概要】

設備等の種類	
事業の名称	
事業の目的	
事業実施区域	
事業の規模	
工事計画の概要	
事業実施体制	
総事業費	
資金使途 <small>注1</small>	
費用対効果 <small>注2</small>	
事業状況報告書の提出希望日	
その他	

(注1) 工事等の見積書等を別添すること。

(注2) エネルギー起源CO2排出削減コストに係る計算式、計算結果、算出根拠等を記載すること (別添も可)。

(様式第2別紙2)

環境配慮の検討計画書

【検討プロセス及び各検討事項の概要】

--

【検討スケジュール】

--

【実施体制及び外部専門家等の予定】

実 施 体 制	
外 部 専 門 家 等	

(注)委託等を予定する外部専門家等からの提案書(検討プロセス等の詳細が分かるもの)及び見積書等を添付すること。

(様式第2別紙3)

二酸化炭素排出抑制計画表

指定金融機関名	融資先事業者名	利子補給期間中の二酸化炭素排出抑制量 (t-CO2) ※1				
		2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度

※1. 記入上の注意

「利子補給期間中の二酸化炭素排出抑制量」については、「地球温暖化対策事業効果算定ガイドブック<初版> (平成24年7月環境省地球環境局)」(以下「ガイドブック」という。)において使用するエクセルファイル(「ハード対策事業計算ファイル」)により算定した年間のCO2削減量を記載すること。また、その根拠資料として、同ファイルを添付すること。

(様式第3)

第 号
平成 年 月 日

指定金融機関名
代表者氏名 殿

一般社団法人 環境パートナーシップ会議
代表理事 廣野 良吉 印

環境リスク調査融資促進利子補給金交付・不交付方針決定通知書

平成 年 月 日付けをもって提出のあった環境リスク調査融資促進利子補給事業に係る融資計画書については、その内容を審査した結果、(交付・不交付)の方針を決定したので、環境リスク調査融資促進利子補給金交付規程第7条第1項の規定に基づき、通知します。

記

事業者名

(様式第4)

平成 年 月 日

一般社団法人 環境パートナーシップ会議
代表理事 廣野 良吉 殿

住 所
指定金融機関名
代表者氏名 _____ 印

環境リスク調査融資促進利子補給金交付申請書

標記利子補給金の交付を受けたいので、環境リスク調査融資促進利子補給金交付規程第8条第1項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1. 交付対象融資の目的及び概要
2. 利子補給金交付申請額
3. 本申請に係る利子補給期間の開始及び終了（予定）年月日
(始期) 平成 年 月 日
(終期) 平成 年 月 日

4. 交付対象融資の内容

融 資 先 事 業 者 名	
融 資 契 約 日	平成 年 月 日
融 資 期 間	自：平成 年 月 日 至：平成 年 月 日
融 資 契 約 額	金 円
資 付 残 高	金 円
利 子 補 給 金 額	金 円
算 出 の 基 礎	

(様式第4別紙1)

利子補給金交付請求予定一覧表

融資先事業者名：()

融資の開始の日：平成 年 月 日

融資契約金額：金 円

回数	利子補給金 交付予定 年月日	(A) 貸付残高	期 間		(B) 日 数	(C) 貸付利率	(D) A×B×C/365 貸付利子 予定額	(E) 利子 補給率	(F) A×B×E×/365 利子補給金 予定額	D-F 融資先事業者 利子支払 予定額
			自	至						
第 回	年 月 日	円	年 月 日	年 月 日	日間	%	円	%	円	円
第 回	年 月 日	円	年 月 日	年 月 日	日間	%	円	%	円	円
第 回	年 月 日	円	年 月 日	年 月 日	日間	%	円	%	円	円
第 回	年 月 日	円	年 月 日	年 月 日	日間	%	円	%	円	円
第 回	年 月 日	円	年 月 日	年 月 日	日間	%	円	%	円	円
第 回	年 月 日	円	年 月 日	年 月 日	日間	%	円	%	円	円
第 回	年 月 日	円	年 月 日	年 月 日	日間	%	円	%	円	円
第 回	年 月 日	円	年 月 日	年 月 日	日間	%	円	%	円	円
第 回	年 月 日	円	年 月 日	年 月 日	日間	%	円	%	円	円
第 回	年 月 日	円	年 月 日	年 月 日	日間	%	円	%	円	円
第 回	年 月 日	円	年 月 日	年 月 日	日間	%	円	%	円	円
第 回	年 月 日	円	年 月 日	年 月 日	日間	%	円	%	円	円
合 計							円		円	円

(注1) 利払期日は9月10日又は3月10日とする。(9月10日又は3月10日が行政機関の休日に当たるときは、行政機関の休日の前日又は翌日までを単位期間とすることができる。この場合において、当該単位期間の次の単位期間は、直前の単位期間の末日の翌日から開始するものとする。)

(注2) 円未満切捨てとする。

(様式第4別紙2)

レビューに係る結果報告書

【レビューの実施プロセス及び結果概要】

--

【フォローアップに係る実施予定】

フォローアップ項目 (環境配慮の取組内容)	確認予定時期	確認方法

(注) 融資先事業者に送付した質問状等があれば添付すること。

(様式第5)

第 号
平成 年 月 日

指定金融機関名
代表者氏名 殿

一般社団法人 環境パートナーシップ会議
代表理事 廣野 良吉 印

環境リスク調査融資促進利子補給金交付決定通知書

平成 年 月 日付け 第 号をもって提出のあった交付申請書については、環境リスク調査融資促進利子補給金交付規程第9条第1項の規定に基づき、その内容を審査した結果、下記の条件で交付することに決定したので通知します。

記

交 付 決 定 日	平成 年 月 日
融 資 先 事 業 者 名	
融 資 契 約 日	平成 年 月 日
融 資 期 間	自：平成 年 月 日 至：平成 年 月 日
融 資 契 約 金 額	金 円
利 子 補 給 率	年 %
利 子 補 給 金 額	金 円
利 子 補 給 期 間	自：平成 年 月 日 至：平成 年 月 日
事業状況報告書の提出日	利子補給期間中は毎年 月末日までに提出

[条件]

環境リスク調査融資促進利子補給金交付規程に定める事項を遵守すること。

(様式第6)

第 号
平成 年 月 日

指定金融機関名

代表者氏名 殿

一般社団法人 環境パートナーシップ会議
代表理事 廣野 良吉 印

環境リスク調査融資促進利子補給金不交付決定通知書

平成 年 月 日付け 第 号をもって提出のあった交付申請書については、環境リスク調査融資促進利子補給金交付規程第9条第1項の規定に基づき、その内容を審査した結果、交付は行わないことに決定したので、同条第3項の規定に基づき、通知します。

記

不 交 付 決 定 日	平成 年 月 日
融 資 先 事 業 者 名	
融 資 契 約 日	平成 年 月 日
融 資 期 間	自：平成 年 月 日 至：平成 年 月 日
融 資 契 約 金 額	金 円

[不交付理由]

(様式第7)

平成 年 月 日

一般社団法人 環境パートナーシップ会議

代表理事 廣野 良吉 殿

住 所

指定金融機関名

代表者氏名

印

環境リスク調査融資促進利子補給金実績報告書

平成 年 月 日付け 第 号をもって交付決定のあった標記利子補給金に係る実績について、環境リスク調査融資促進利子補給金交付規程第11条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 交付対象融資の内容及び効果

- (1) 内容
- (2) 効果

2. 交付対象融資の内容

融資先事業者名	
融資契約日	平成 年 月 日
融資期間	自：平成 年 月 日 至：平成 年 月 日
融資契約金額	金 円
貸付残高	金 円
利子補給金額	金 円
算出の基礎	

(様式第8)

平成 年 月 日

指定金融機関名

代表者氏名 殿

一般社団法人 環境パートナーシップ会議

代表理事 廣野 良吉 印

環境リスク調査融資促進利子補給金額確定通知書

平成 年 月 日付けをもって提出のあった実績報告書について、環境リスク調査融資促進利子補給金交付規程第12条第1項の規定に基づき、その内容を審査した結果、下記のとおり利子補給金の額を確定したので、同条第2項の規定に基づき、通知します。

記

確定額 金 円

(様式第9)

平成 年 月 日

一般社団法人 環境パートナーシップ会議
代表理事 廣野 良吉 殿

住 所
指定金融機関名
代表者氏名 _____ 印

環境リスク調査融資促進利子補給金交付請求書

平成 年 月 日付け 第 号をもって額の確定通知のあった標記利子補給金について、
環境リスク調査融資促進利子補給金交付規程第13条第1項の規定に基づき、下記のとおり請
求します。

記

1. 補給金請求額 金 円
2. 融資先事業者名
3. 振込先

銀 行 名	
支 店 名	
預 金 の 種 別	
口 座 番 号	
(ふりがな) 口 座 名 義	

(様式第10)

平成 年 月 日

一般社団法人 環境パートナーシップ会議
代表理事 廣野 良吉 殿

住 所
指定金融機関名
代表者氏名

印

環境リスク調査融資促進利子補給金概算払請求書

平成 年 月 日付け 第 号をもって交付決定の通知のあった標記利子補給金について、
環境リスク調査融資促進利子補給金交付規程第13条第2項の規定に基づき、下記のとおり請
求します。

記

1. 補給金請求額 金 円
2. 融資先事業者名
3. 振込先

銀 行 名	
支 店 名	
預 金 の 種 別	
口 座 番 号	
(ふりがな) 口 座 名 義	

(様式第 1 1)

平成 年 月 日

一般社団法人 環境パートナーシップ会議
代表理事 廣野 良吉 殿

住 所
指定金融機関名
代表者氏名 _____ 印

環境リスク調査融資促進利子補給事業に係る融資条件等変更承認申請書

平成 年 月 日付け 第 号をもって交付決定の通知のあった標記利子補給金に係る交付対象融資の融資条件等の変更について、環境リスク調査融資促進利子補給金交付規程第 15 条の規定に基づき、下記のとおり承認を申請します。

記

融 資 先 事 業 者 名		
融 資 契 約 金 額	金 円	
融 資 契 約 日	平成 年 月 日	
融 資 期 間	自：平成 年 月 日 至：平成 年 月 日	
融 資 条 件 等 変 更 日	平成 年 月 日	
変 更 事 項	変更前	変更後

[変更理由]

(様式第 1 1 別紙 1)

事業計画変更書

【融資先事業者の概要】

融 資 先 事 業 者	
本 社 所 在 地	
資 本 金	円
業 種	
従業員数 (常用雇用者)	名

【融資の概要】

融 資 契 約 日	平成 年 月 日
融 資 期 間	自：平成 年 月 日 至：平成 年 月 日 (年 ヲ月)
融 資 契 約 額	円
償 還 期 限	平成 年 月 日
償 還 方 法	
1 回 当 た り の 弁 済 額	円
貸 付 利 率	年 %
据 置 期 間	

【融資先事業者における設備投資事業の概要】

設備等の種類	
事業の名称	
事業の目的	
事業実施区域	
事業の規模	
工事計画の概要	
事業実施体制	
総事業費	
資金使途 ※1	
費用対効果 ※2	
事業状況報告書の提出希望日	
その他	

(注1) 工事等の見積書等を別添すること。

(注2) エネルギー起源CO2排出削減コストに係る計算式、計算結果、算出根拠等を記載すること(別添も可)。

(様式第12)

第 号
平成 年 月 日

指定金融機関名
代表者氏名 殿

一般社団法人 環境パートナーシップ会議
代表理事 廣野 良吉 印

環境リスク調査融資促進利子補給事業に係る融資条件等変更承認通知書

平成 年 月 日付けをもって提出のあった融資条件等変更承認申請書について、環境リスク調査融資促進利子補給金交付規程第16条第1項の規定に基づき、その内容を審査した結果、下記のとおり承認することとしましたので、環境リスク調査融資促進利子補給金交付規程第17条第1項の規定に基づき、通知します。

記

融 資 先 事 業 者 名	
融 資 契 約 金 額	金 円
融 資 契 約 日	平成 年 月 日
融 資 期 間	自：平成 年 月 日 至：平成 年 月 日
融 資 条 件 等 変 更 日	平成 年 月 日
変 更 事 項	変 更 後 条 件

(様式第 13)

第 号
平成 年 月 日

指定金融機関名

代表者氏名 殿

一般社団法人 環境パートナーシップ会議
代表理事 廣野 良吉 印

環境リスク調査融資促進利子補給事業に係る融資条件等変更不承認通知書

平成 年 月 日付けをもって提出のあった融資条件等変更承認申請書について、環境リスク調査融資促進利子補給金交付規程第 16 条第 1 項の規定に基づき、その内容を審査した結果、下記の理由により不承認としましたので、環境リスク調査融資促進利子補給金交付規程第 17 条第 2 項の規定に基づき、通知します。

記

融 資 先 事 業 者 名	
融 資 契 約 金 額	金 円
融 資 契 約 日	平成 年 月 日
融 資 期 間	自：平成 年 月 日 至：平成 年 月 日
融 資 条 件 等 変 更 日	平成 年 月 日
[不承認理由]	

(様式第 1 4)

平成 年 月 日

一般社団法人 環境パートナーシップ会議
代表理事 廣野 良吉 殿

住 所
指定金融機関名
代表者氏名 _____ 印

環境リスク調査融資促進利子補給事業に係る事業状況報告書

平成 年 月 日付け 第 号をもって交付決定の通知のあった環境リスク調査融資促進利子補給金に係る交付対象融資の実施状況等について、環境リスク調査融資促進利子補給金交付規程第 19 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

融 資 先 事 業 者 名	
融 資 契 約 日	平成 年 月 日
融 資 期 間	自：平成 年 月 日 至：平成 年 月 日
融 資 契 約 金 額	金 円
交付対象融資の実施状況	

(注 1) 二酸化炭素排出抑制状況表 (様式第 1 4 別紙 2) は、前年度末までの実績を記入すること。なお、工事が完了していない場合は、提出を不要とする。

(様式第 1 4 別紙 1)

フォローアップに係る状況報告書

【フォローアップに係る実施状況の概要】

フォローアップ項目 (環境配慮の取組内容)	確認時期	確認方法及び確認結果

【フォローアップの結果を受けた対応等】

--

(注) 融資先事業者から受領したモニタリング報告書等があれば添付すること。

(様式第 1 4 別紙 2)

二 酸 化 炭 素 排 出 抑 制 状 況 表

指定金融機関名	融資先事業者名	利子補給期間中の二酸化炭素排出抑制量 (t-CO2) ※ 1				
		2015 年度	2016 年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度

※ 1. 記入上の注意

「利子補給期間中の二酸化炭素排出抑制量」については、「地球温暖化対策事業効果算定ガイドブック<初版> (平成 24 年 7 月環境省地球環境局)」(以下「ガイドブック」という。)において使用するエクセルファイル(「ハード対策事業計算ファイル」)により算定した年間のCO2削減量を記載すること。また、その根拠資料として、同ファイルを添付すること。ただし、ガイドブックに定めのない算定方法については、EPC が環境省と別途協議して決定するものとする。

(様式第14別紙3)

利子補給金交付充当実績・請求予定一覧表

融資先事業者名：()

融資期間の初日：平成 年 月 日

融資契約金額：金 円

回数	利子補給金 充当・ 請求予定 年月日	(A) 対象貸付金 残 高	期 間		(B) 日 数	(C) 貸付利率	(D) $A \times B \times E / 365$ 貸付利子 実績額・予定額	(E) 利子補給率	(F) $A \times B \times E / 365$ 利 子 補 給 金 実績額・予定額	D-F 融資先事業者 利子支払 実績額・予定額
			自	至						
第 回	年 月 日	円	年 月 日	年 月 日	日間	%	円	%	円	円
第 回	年 月 日	円	年 月 日	年 月 日	日間	%	円	%	円	円
第 回	年 月 日	円	年 月 日	年 月 日	日間	%	円	%	円	円
第 回	年 月 日	円	年 月 日	年 月 日	日間	%	円	%	円	円
第 回	年 月 日	円	年 月 日	年 月 日	日間	%	円	%	円	円
第 回	年 月 日	円	年 月 日	年 月 日	日間	%	円	%	円	円
第 回	年 月 日	円	年 月 日	年 月 日	日間	%	円	%	円	円
第 回	年 月 日	円	年 月 日	年 月 日	日間	%	円	%	円	円
第 回	年 月 日	円	年 月 日	年 月 日	日間	%	円	%	円	円
第 回	年 月 日	円	年 月 日	年 月 日	日間	%	円	%	円	円
第 回	年 月 日	円	年 月 日	年 月 日	日間	%	円	%	円	円
					合 計		円		円	円
					内実績額		円		円	円
					内予定額		円		円	円

(注1) 円未満切捨てとする。

(様式第15)

平成 年 月 日

一般社団法人 環境パートナーシップ会議
代表理事 廣野 良吉 殿

住 所
指定金融機関名
代表者氏名 _____ 印

環境リスク調査融資促進利子補給事業に係る事業効果報告書

平成 年 月 日付け 第 号をもって交付決定の通知のあった交付対象融資の利子補給金の受領が終了しましたので、環境リスク調査融資促進利子補給金交付規程第19条第2項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 交付対象融資の内容

融 資 先 事 業 者 名	
融 資 契 約 日	平成 年 月 日
融 資 期 間	自：平成 年 月 日 至：平成 年 月 日
融 資 契 約 金 額	金 円
資 金 使 途	

2. フォローアップの結果

3. 二酸化炭素排出抑制結果

(様式第15別紙1)

フォローアップに係る結果報告書

【フォローアップに係る実施結果の概要】

フォローアップ項目 (環境配慮の取組内容)	確認時期	確認方法及び確認結果

【フォローアップの結果を受けた対応等】

--

(注) 融資先事業者から受領したモニタリング報告書等があれば添付すること。

(様式第 1 5 別紙 2)

二 酸 化 炭 素 排 出 抑 制 結 果 表

指定金融機関名	融資先事業者名	利子補給期間中に実現された二酸化炭素排出抑制量 (t-CO2) ※ 1				
		2015 年度	2016 年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度

※ 1. 記入上の注意

「利子補給期間中に実現された二酸化炭素排出抑制量」については、「地球温暖化対策事業効果算定ガイドブック<初版> (平成 24 年 7 月環境省地球環境局)」(以下「ガイドブック」という。)において使用するエクセルファイル(「ハード対策事業計算ファイル」)により算定した年間のCO2削減量を記載すること。また、その根拠資料として、同ファイルを添付すること。ただし、ガイドブックに定めのない算定方法については、EPC が環境省と別途協議して決定するものとする。

(様式第16)

第 号
平成 年 月 日

指定金融機関名
代表者氏名 殿

一般社団法人 環境パートナーシップ会議
代表理事 廣野 良吉 印

環境リスク調査融資促進利子補給事業に係る事業効果報告書の承認通知書

平成 年 月 日付けをもって提出のあった事業効果報告書について、その内容を審査した結果、環境配慮の取組が実施されていること及び設備投資が融資時の事業の基準を満たしていることが認められますので、環境リスク調査融資促進利子補給金交付規程第19条第3項の規定に基づき、通知します。

記

融 資 先 事 業 者 名	
融 資 契 約 日	平成 年 月 日
融 資 期 間	自：平成 年 月 日 至：平成 年 月 日
融 資 契 約 金 額	金 円
資 金 使 途	

(様式第 17)

第 号
平成 年 月 日

指定金融機関名

代表者氏名 殿

一般社団法人 環境パートナーシップ会議
代表理事 廣野 良吉 印

環境リスク調査融資促進利子補給金交付決定取消通知書

平成 年 月 日付け 第 号をもって利子補給金の交付決定を通知した交付対象融資は、利子補給金の交付対象融資として不相当と認められるため、利子補給金の交付決定を取り消します。環境リスク調査融資促進利子補給金交付規程第 20 条第 2 項の規定に基づき、通知します。

記

融 資 先 事 業 者 名	
融 資 契 約 日	平成 年 月 日
融 資 期 間	自：平成 年 月 日 至：平成 年 月 日
融 資 契 約 金 額	金 円
利 子 補 給 金 交 付 取 消 理 由	

(様式第18)

第 号
平成 年 月 日

指定金融機関名

代表者氏名 殿

一般社団法人 環境パートナーシップ会議
代表理事 廣野 良吉 印

環境リスク調査融資促進利子補給金交付決定内容変更通知書

平成 年 月 日付け 第 号をもって交付決定を通知した交付対象融資については、下記の変更後の欄に示すとおり決定内容を変更したので、環境リスク調査融資促進利子補給金交付規程第20条第3項の規定に基づき、通知します。

記

	変更前	変更後
交付決定日	平成 年 月 日	
融資契約日	平成 年 月 日	
融資期間	自：平成 年 月 日 至：平成 年 月 日	
融資先事業者名		
融資契約金額	金 円	
利子補給率		
利子補給期間		
利子補給金額		

[変更理由]

(様式第19)

第 号
平成 年 月 日

指定金融機関名

代表者氏名 殿

一般社団法人 環境パートナーシップ会議
代表理事 廣野 良吉 印

環境リスク調査融資促進利子補給金利子補給金返還命令書

環境リスク調査融資促進利子補給金交付決定取消通知書（平成 年 月 日付け第 号）で取消しを通知した融資について、環境リスク調査融資促進利子補給金交付規程第21条第1項の規定に基づき、下記のとおり利子補給金の返還を命令します。

記

融 資 先 事 業 者 名	
利 子 補 給 金 額	金 円
当 該 金 交 付 日	平成 年 月 日
返 還 請 求 期 限	平成 年 月 日
加 算 金 額	金 円
加 算 金 間 計 算 期	自：平成 年 月 日 至：平成 年 月 日（ 日間）
返 還 請 求 金 額	金 円
振 込 先 銀 行 名 支 店 名 ・ 預 金 の 種 別 口 座 番 号 ・ 口 座 名 義	